

第2回 大径木化した樹木への対応に関する検討委員会 議事概要

■検討委員会概要

日時：令和3年6月9日(水) 10:30~12:00

場所：東京国道事務所 会議室

【委員】(敬称略)

久保田 尚 (埼玉大学教授)

濱野 周泰 (東京農業大学客員教授)

大石 智弘 (国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室長)

福本 充 (国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 所長)

■議事概要

(1) 大径木化に伴い発生する課題の各段階の方針と対応の考え方

1) 第一段階 (建築限界の対応)

- ・幹・枝が車道上の建築限界を越境している樹木は、枝は剪定し、幹が越境している場合は樹木の撤去とする。
- ・歩道側建築限界の越境では、歩道幅員が狭く歩行者や自転車が通行する際に越境した樹木にぶつかる恐れがある場合は、枝は剪定し、幹の場合は危険が高いため樹木の撤去とし、歩道幅員が広く(有効幅員1.5m以上)歩行者や自転車の通行者が越境した樹木をよけて通行出来る場合は、当面は注意喚起とする。
- ・優先順位(中)注意喚起、優先順位(低)経過観察としたケースについては、次に予定している(仮称)「大径木化した街路樹の課題への対応に関する検討委員会」にて引き続き検討する。

2) 第二段階 (樹木による安全面の支障への対応)

- ・①有効幅員1.5m以上 ②歩道縦断勾配8%以下 ③歩道横断勾配2%以下 ④段差の解消 を歩道空間として確保すべき要件とし、これを満たしていない場合の対応方針は今後の検討委員会で検討する。

3) 第三段階 (落葉等による維持管理上の課題への対応)

- ・現状の課題に対する対応方針は今後の検討委員会で検討する。民有地越境を防ぐための離隔確保についてもここで検討する。

(2) 今後の予定について

- ・(仮称)「大径木化した街路樹の課題への対応に関する検討委員会」を立ち上げ、対応方針により道路計画の内容及び道路利用者への周知・合意形成

の内容も踏まえて検討を行うことが必要であることから、これらの内容の有識者・専門家を招聘し開催することとする。

- ・次の検討委員会が開催される前までに管内の現状を整理する。